

第 22 回 太宰府市まちづくり市民会議

平成 25 年 10 月 24 日（木）19：00～21：00
於 いきいき情報センター 多目的ホール

1. 開会

2. 幹事会の報告

3. 自治基本条例（仮称）市民会議（案）について

4. 閉会

自治基本条例審議会 平成 25 年 10 月 29 日（火）19 時～市役所 4 階大会議室
※傍聴受け付けは 19 時までとなります。

■前文案比較表

A 案	B 案	C 案	D 案	F 案
<p>みどり豊かな自然と文化遺産に恵まれた私たちのまち太宰府市は、かつて「遠(とお)の朝廷(みかど)」と呼ばれて九州を治め、また外国との交渉窓口として、歴史的にも重要な役割を果たしてきました。今日でも、多くの観光地と学校を有する、全国屈指の観光都市・学園都市であり、文化交流を拠点とする流れを今も受け継いでいます。</p> <p>これからの太宰府市に求められるものは、先人たちが築いてきたこの歴史と文化を大事にするとともに、新たな時代を、明るい未来をつくりあげていくことです。そのためには、市民ひとりひとりがこのまちの主人公であるという原則のもと、地方自治を推進し、市民・議会・行政が一体となって、協力・連携し合い、まちづくりをすることが必要です。</p> <p>子どもから大人までが、「太宰府に住んでよかった」「太宰府が大好き」と言えるまちになるために、そして太宰府市にかかわるすべての人が笑顔あふれるまちになるために、(最高規範として、)ここに太宰府市自治基本条例(仮称)を制定します。</p>	<p>豊かな自然と数多くの歴史的・文化的遺産に恵まれた太宰府市は、古代においては、大陸文化の窓口、防犯・外交の要衝として、「大宰府」が置かれていたところであり、歴史上重要な役割を担ってきました。</p> <p>今日では、学園・住宅都市としての様相を呈していますが、また、年間 800 万人超の観光客を迎える観光都市でもあります。</p> <p>歴史の変遷を見ると、教育や観光を通じて文化の交流拠点としての性格は受け継がれています。</p> <p>この条例は、憲法に盛り込まれた地方自治の「本旨」の精神を踏まえ、市民の自由な意思を、もって、自らが定める行政運営及び市民活動を保障するものであります。</p> <p>市民・首長・行政職員・議会がそれぞれの役割を自覚し、連携しながら、市民福祉の向上を推進していくことが自治の目標であります。</p> <p>私たち市民は、今ここに自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、自主自立の自治の確立に取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。</p>	<p>豊かな自然と歴史的文化的遺産に恵まれた太宰府は、かつて大宰府政庁が置かれ九州の政治、経済、外交の一大拠点としてその重要な役割を果たしてきました。</p> <p>21 世紀を迎えた今は、地方自治をさらに発展させ、地域のことは地域の責任と努力のもとに決定する地方分権型を実現し、個性豊かな地域社会を築いていくためには、私たち市民と議会及び市がそれぞれの役割と責任を果たし、互いに連携を深めながら、新しい時代を拓いていくことが求められています。</p> <p>まちづくりの推進にあたっては地方自治における住民主権の原則にのっとり市民と市が情報を共有し、市民自らの責任において市政に参画するとともに、多様化する課題や市民のニーズに対応するため、お互いの立場を尊重し、一体となって協働のまちづくりを進めます。こうした取り組みの中で、わたしたちは、自らの将来に夢や希望を抱き、このまちに住むことに自信と誇りをもち、一人ひとりが地方分権の時代にふさわしい地方自治を確立し活力に満ち、安心安全を実感のできる太宰府市を築いていくよう努力していきます。</p> <p>私たち市民は、この精神を自治の基本理念として、ここに市議会や市の執行機関及びすべての市民に共有され遵守される最高規範としてこの条例を制定します。</p>	<p>(条例の目的)</p> <p>太宰府市民(住民)は、太宰府市政の主人公として生活し、政治、労働、学習、文化、スポーツ、ボランティアなど市民生活のあらゆる分野で、のびのびと自由に活動することができるように、また赤子から老人に至るまで犯罪や災害から守られ、市民生活のあらゆる場面で、市民と行政と議会と地域自治活動との連携がはかられるようにするため、この条例を制定します。</p> <p>(改廃)</p> <p>2 また、時代の推移によって市民生活に新たな課題が生ずることに対応して、この条例を定期的に見直し、克服するためにその方策も定めます。</p> <p>(優位性)</p> <p>3 この条例の目的に照らして、本条例は他の条例・規則等に対して優位性を持ち、市政に関するすべての決まりは、この条例に則ったものでなければなりません。</p>	<p>本市は、かつて「遠(とお)の朝廷(みかど)」とよばれて、九州を治め、また外国との交渉の窓口として重要な役割を果たしてきた文化のクロスロードであった。今日では、学園・居住都市としての性格になっているが、年間 700 万人超の観光客を迎える観光立市でもある。歴史の変遷をみながらも、教育や観光を通じて、文化の交流拠点としての性格は受け継がれている。</p> <p>これを踏まえて、本市の自治は、本市を舞台として活動する市民に開かれたものとする。ここでいう市民とは、近代社会を構成する自立した個人をいうもので、居住民に限るものではない。自治は、この市民が民主主義のルールに則って、本市行政とコミュニティを運営していく「市民自治」と、国権から相対的に独立し、自主的に団体の地方の行政を担当する権能を有する「団体自治」からなっている。本市の自治体基本条例は、憲法に盛り込まれた地方自治の「本旨」の精神を踏まえ、市民の自由な意思をもって自らが定める行政運営および市民活動を保障することを宣言するものである。</p> <p>しかし、この保障にあたっては、主役たる市民自身が、首長をトップとする行政や議会を監視・統御する姿勢が必要である。単に行政と議会の相互関係に委ねては、市民の本来の要求から乖離していくことがある。市民・首長・行政職員・議会がそれぞれの役割を自覚しつつ、連携すべきは協力しながらも相互チェックしながら、市民幸福の実現という目的に向かって推進していくことが自治の目標である。そのために、本条例には、各機関の役割と位置づけのほか、市民に情報を徹底的に公開し、意見聴取を行い、場合によっては住民投票によって決する内容などを盛り込んだ。本市の規範として、永続的な民主主義の礎となることを望むものである。</p>

太宰府市自治基本条例（仮称）市民会議（案）

前文

みどり豊かな自然と文化遺産に恵まれた私たちのまち太宰府市は、かつて「遠（とお）の朝廷（みかど）」と呼ばれて九州を治め、また外国との交渉窓口として、歴史的にも重要な役割を果たしてきました。今日でも、全国屈指の観光・学園都市であり、文化交流を拠点とする流れを今も受け継いでいます。

これからの太宰府市に求められるものは、先人たちが築いてきたこの歴史と文化を守り育て、~~夫事に~~するとともに、新たな時代を、明るい未来をつくりあげていくことです。そのためには、市民ひとりひとりがこのまちの主人公であるという原則のもと、市民・議会・市が一体となって、それぞれの役割を自覚し、連携し合い、地方自治を推進していくことが必要です。

子どもから大人までが、「太宰府に住んでよかった」「太宰府が大好き」と言えるまち、そして太宰府市にかかわるすべての人が笑顔あふれるまちになるために、~~最高規範として~~ここに太宰府市自治基本条例（仮称）を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、太宰府市における住民自治の基本理念及び基本原則を定め、市民の権利及び役割、議会・議員及び市長等の役割及び責務等を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的事項と制度を確立することにより、住民自治を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 ~~市民とは、~~市内に居住する者及び通勤、通学する個人及び市内において、事業または活動する個人または法人その他団体をいいます。
- (2) 市 ~~市とは、~~太宰府市の行政執行機関である市役所ならびに市長及びおよび職員をいいます。
- ~~(3) 協働 協働とは、市政運営や地域社会の課題の解決を図るため、市民・議会・市および市民相互が、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいいます。~~

（条例の位置づけ）

第3条 この条例は、太宰府市が定める住民自治及び市政に関する最高規範であり、市は他の条例・規則等の制定・改廃等については、この条例の趣旨に基づいて行わなければなりません。

(基本理念)

第4条 この条例の目的を達成するために、次に掲げることを基本理念とします。

- (1) 市民は、自治の主体であり、主権者であります。
- (2) 市民、議会及び市は、基本的人権を尊重しなければなりません。
- (3) 議会及び市は、市民の信託に誠実に応じなければなりません。
- (4) 議会及び市は、市民の知る権利を保障し、積極的に情報提供を行うとともに、十分な説明責任を果さなければなりません。
- (5) 議会及び市は、市民が市政に参加できるよう参加制度を整備し、その機会を多様用に保障しなければなりません。
- (6) 市民、議会及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。

(基本原則)

第5条 市民、議会及び市は、前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本原則として、自治を推進するものとします。

- (1) 情報共有 市民、議会及び市が、相互に市政運営に関する情報を共有すること。
- (2) 市民参画 市民参画を基本として、市政が行われること。
- (3) 説明責任 議会及び市は、市政に関して市民に積極的に説明する責任を負うこと。
- (4) 助け合いの精神 市民、議会及び市は、助け合いの精神で、それぞれの役割・責務のもとで活動すること。
- (5) 協働 市民、議会及び市、市民相互がそれぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して課題解決に取り組むこと。

(市民の権利)

第6条 市民は、自治の主体として、地方自治法の定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利を有し、これを行行使することができます。

2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができます。

- (1) 市民は、市政に対して情報を収集し、情報を知る権利を有します。
- (2) 市民は、主権者として市政に参加する権利を有し、積極的に意見を述べることができます。
- (3) 市民は、市が提供するサービスを享受することができます。
- (4) 市民は、協働する権利を行行使することができます。

(青少年・子どもの権利)

第7条 青少年・子ども（~~18~~~~20~~歳未満の市民をいう。以下同じ）は、健やかに育つ権利があります。

- 2 青少年・子どもは、その年齢に応じて、まちづくりに参加する権利があります。
- 3 青少年・子どもは、その年齢に応じて、市民としての権利と責務があります。

- 4 市民、議会及び市は、**青少年・子どもの成長過程における保護と支援の必要性を認識し、青少年・子ども供が健やかに育つ環境の整備に努めなければなりません。**

第2章 役割と責務

(市民の役割と責務)

第8条 市民は、自治の主体であり、市政に参加する権利を自覚し、市と協力し、地域社会の発展のために、常に意識の向上に努めます。

- 2 市民は、市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を負わなければなりません。
- 3 市民は、お互いに協力し合い、まちづくりに参加するよう努めます。
- 4 市民は、市との協働により、若者や大学生がまちづくりに参加しやすい体制を整えるものとします。
- 5 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければなりません。

(議会に関する第9条、第10条はAとBの二案併記)

A (議会の役割と責務)

第9条 議会は市民主権を基礎とする市民の代表議決機関であることを常に自覚し、公正性・透明性・独自性及び信頼性を確保するとともに、市民に開かれた議会及び、市民参加を不断に推進する議会を目指すよう努めなければなりません。

- 2 議会は市民本位の立場から、市の運営が、適正かつ公平及び効率的に行われているかを監視し、その効果及び成果について評価するよう努めなければなりません。
- 3 議会は、全議員出席のもと、市民に対する議会報告会を、原則として定例議会終了後速やかに開催し、議会の説明責任を十分に果たさなければなりません。
- 4 議会は議会活動の評価を行い、その結果を市民に公表するよう努めるとともに、議会活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。
- 5 議会は市民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、市民の傍聴意欲を高める議会運営に努めなければなりません
- 6 議会は、~~請願及びおよび~~陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聞く機会を設けなければなりません。
- 7 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置しなければなりません。
- 8 議会は、市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動並びに議員活動に反映させるため、市議会モニター制度を設けなければなりません。

- 9 議会は、議案などの審議または審査において、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。
- 10 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局における適正な人員を確保するとともに、調査機能及び法制審査機能を積極的に強化し、政策提案の拡大を図らなければなりません。
- 11 本会議及びおよび委員会等における議員と市の質疑応答は、広く市政上の論点・争点を明確にするため、一問一答式で行うとともに、自由で緊張感のある質疑を行うよう努めなければなりません。
- 12 議長から本会議及び委員会等への出席を要請された市は、論点・争点を明確にするために、議員の質問に対して、議長または委員長の許可を得て、反問することができます。

A (議員の役割と責務)

- 第10条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であること~~及び合議制の機関であることを十分に認識し~~議員相互間の自由な討議を重んじなければなりません。
- 2 議員は、市政の課題全般について、課題別及び地域別等の市民の意見を的確に把握するとともに、個別的な事案の解決だけでなく、また、一部の団体及び地域の代表にとらわれず市民全体としての福祉の向上を目指さなければなりません。
 - 3 議員は、議員立法による積極的な議案の提出を行うよう努めるとともに、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。
 - 4 議員は、市民全体の代表者としての責任を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければなりません。
 - 5 政務活動費の交付を受けた議員は、市民から疑義が生じないよう、公正性及び透明性の観点から、報告書を提出するとともに、少なくとも年1回以上、政務調査費による活動状況を、市民に報告しなければなりません。

B (議会の役割と責務)

- 第9条 議会は、市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性・透明性・独自性・信頼性を確保するとともに、市民に開かれた議会、及び市民参加を不断に推進する議会を目指すよう努めます。
- 2 議会は、市民本位の立場から、市長及び他の執行機関の運営が、適正かつ公平・効率的に行われているかを監視し、その効果及び成果について、評価するよう努めます。
 - 3 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を果します。
 - 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるように努めます。

B (議員の役割と責務)

第10条 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握することに努めるとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民に選ばれた議員として、ふさわしい活動を行います。

2 議員は、自らの議員活動について、市民に対する説明責任を果さなければなりません。

3 議員は、市民全体の代表者としての責任を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動します。

(事業者の役割と責務)

第11条 市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体は、地域社会の一員として、その社会的な役割を認識し、地域社会との調和を図るとともに、地域課題の解決に向けた取組みに努めなければなりません。

(市の役割と責務)

第12条 市は、市民と話し合い、互いに連携するとともに施策を決定し進めなければなりません。

2 市は、市民ニーズに適切に対応するため、職員の資質の向上を図り、業務マネジメントができる職員の育成をはじめ、公正で適切な実践的業務運営を行わなければなりません。

3 市は、職員の資質向上のために、研修や交流等を行わなければなりません。

4 市は、市民の立場に立ち、庁内協働を積極的にすすめなければなりません。

5 市は、市民との積極的な対話をこころがけ、市民に分かりやすくかつ速やかな情報公開に努めなければなりません。

6 市は、市民の声を真摯に受け止め、適確かつ迅速に、公平かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民に対して丁寧な説明と対応をこころがけなければなりません。

(市長の役割と責務)

第13条 市長は、市民全体の代表者として、市民の声を真摯に受け止め、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。

2 市長は、政策決定を行う際には、透明性と客観性を確保するように努め、市民に対し説明責任を果たさなければなりません。

第3章 市民参画の推進

(市民参画における市の役割と責務)

第14条 市は、市民参画を進めるため、市民による活動に対してその自主性と自立性を尊重しつつ、必要に応じて適切な支援を行うものとします。~~この場合において、市の支援は自主性を損なうものであってはなりません。~~

2 市は、市民参画について、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければなりません。

(第1項はAとBの二案併記)**(審議会等)**

A第15条 市は、審議会等（地方自治法に規定する付属機関その他これに類するものを行います。）の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、広く市民の意見を取り入れるため、委員は、原則としてその50%を市民からの公募によるものとします。

B第15条 市は、審議会等（地方自治法に規定する付属機関その他これに類するものを行います。）の委員について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければなりません。

2 市は、委員の選任に当たっては、男女の構成比等、委員構成における公平性の保持に配慮するとともに、透明性を確保しなければなりません。

3 市は、審議会等の会議及び会議録を原則として、公開しなければなりません。

(パブリック・コメント)

第16条 市は、市政の基本的かつ重要な政策等の決定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、広く市民から意見を求めるパブリック・コメント手続きを実施しなければなりません。

2 市は、パブリック・コメント手続きにより提出された市民の意見を十分考慮して、意思決定を行うとともに、速やかにその結果を市民に公表するものとします。

3 第1項の手続及び前項の公表については、別に「太宰府市パブリック・コメント手続実施要綱」に定めています。

(市政への市民参加の推進)

第17条 市は、市政への市民参加の推進のため、制度の充実に努めなければなりません。

2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければなりません。

3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとします。

(1) 実施の時期が適切であること。

(2) 事案に関係する市民又は地域に係わる市民が参加できること。

(3) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。

4 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての市民参加制度を設けるものとします。

5 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとします。

(市民参画)

第18条 ~~よりよい太宰府市の実現のため、~~市民、市役所、コミュニティは、相互に協働し住み良いまちづくりを進めるため、市民参画の仕組みづくりに努めるものとします。

(青少年・子どものまちづくりへの参加)

第19条 市及び市民は、市政に青少年・子どもの声や意見が反映されるように、青少年・子どもの参加の機会、拡大に努めなければなりません。

(情報の共有)

第20条 議会及び市は、市政運営に関する情報を市民に積極的に公開し、提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報共有を図らなければなりません。

2 議会及び市は、政策の立案、実施及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければなりません。

3 議会及び市は、市民が市政に関する情報や意見等を交換できる機会と場を提供するよう努めます。

(情報の公開及びおよび提供)

第21条 議会及び市は、公正な市政運営を確保するため、保有する情報を公開、提供しなければなりません。

2 前項の議会及び市が保有する情報の公開手続き等については、別途「太宰府市情報公開条例」に定めています。

(個人情報の保護)

第22条 議会及び市は、市民の個人情報の権利、利益の保護のため、議会及び市が保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に関わる個人情報の開示、請求等の権利を保障しなければなりません。

2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に関わる個人情報の開示及び請求等の手続き等については、別途「太宰府市個人情報保護条例」に定めています。

(公聴制度)

第23条 議会及び市は、市民の意見や要望を市政に反映させ、市民との情報共有を図るため、公聴制度を設置します。

(住民投票)

第24条 . . .

(コミュニティ)

第25条 市行政とは別に、地域福祉を実現する組織として、自治会、校区自治協議会、自治協議会（すべての自治会参加）、その他NPO、ボランティア団体・グループなどがあります。これらを総称してコミュニティと呼びます。

(第3項はAとBの二案併記)**(コミュニティへの支援)**

第26条 市は、コミュニティの果たす役割を認めるとともにその自主性・自立性を尊重し、活動支援、コミュニティ相互の連携促進等必要な措置を講じます。

2 市は、コミュニティ活動に必要な財政支援を行います。

A3 2009年度より区長制度の廃止に伴って、行政区に一つの自治会は、地域を代表する自主・自治組織として歩み始めました。校区自治協議会、自治協議会とともに、今後のあり方、組織など、市との関係について見直しを行い、別に条例で定めます。

B3 コミュニティと市は、連携しながら地域福祉の実現のために協力します。

第4章 行政運営ならびに評価**(行政運営)**

第27条 市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって市民福祉の増進を図るため、市民に信頼される市政運営を進め、公平性の確保及び透明性の向上に努めなければなりません。

2 市は、効率的に事務事業を実施し、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めなければなりません。

3 市は、簡素で市民にわかりやすい組織編成を行い、必要に応じてその見直しに努めなければなりません。

(第2項の計画期間はAとBの二案併記)**(総合計画)**

第28条 市は、市政運営を総合的かつ計画的に進めるため、市の目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現するための具体的取り組みを定める基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとします。

2 市は、総合計画は計画期間を **A**8年 **B**10年 とする総合計画により構成し、その策定に当たっては、議会の決議を経なければなりません。

3 市は、総合計画に基づき、行政の各分野における計画の策定及び施策の実施を行うものとします。

4 市は、総合計画の適切な進行と監理に努めるとともに、その状況を広く市民に公表するものとします。

5 市及び市役所の各担当所管は、総合計画の策定にあたっては、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、市民との協働を進めながら、その企画立案の段階から市民の参加の推進に努めるとともに、地域資源を最大限に活用し、本市の将来像を示す計画を策定して施策展開を図るよう努めなければなりません。

(危機管理)

第29条 市は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備えて対策を講じるとともに、市民の生命及び身体並びに財産に重大な被害が生じた場合、または、その恐れがある事態（以下「災害等」といいます。）に的確に対応するための体制を整備しなければなりません。

- 2 市民は、災害等の発生時には、自らの安全確保を図るとともに、地域の安全は地域で守るという役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければなりません。

(行政評価)

第30条 行政運営のあり方について、市民、議会は行政評価に積極的に参画し、市は多面的な行政運営のための外部評価制度を取り入れなければなりません。

(外部監査)

第31条 市民、議会及び市は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めるところにより、外部機関による監査の実施を求めることができます。

- 2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続きについては、別に条例で定めます。

(第32条はAとBの二案併記)**A (オンブズパーソン)**

第32条 市は、市民主権の理念に基づき公正な立場で意見等を適切かつ迅速に処理し、市民の権利利益の擁護を図るとともに、公正かつ透明な行政運営に資するためオンブズパーソンを設置します。

- 2 市民は、市への意見等をオンブズパーソンに申し立てることができます。
- 3 オンブズパーソンの職務、意見等の申し立て手続き、その他必要な事項は、別に条例で定めます。

B (意見・要望・苦情等への対応)

第32条 市議会及び市は、市民からの意見・要望・苦情等があった時は、適正及び公正かつ速やかに事実関係を調査し、真摯に対応しなければなりません。

(行政手続き)

第33条 市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続き（以下「行政手続き」とする。）に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

- 2 行政手続きに関する必要な事項は、別途「行政手続き条例」に定めています。

第5章 条例実践の評価と改正

(自治基本条例推進委員会の設置)

第34条 市は、この条例の適切な運用及び市民への普及を図るため、別に条例で定めるところにより、太宰府市自治基本条例推進委員会（以下、「委員会」といいます。）を設置します。

- 2 委員会は、この条例の運用状況を検証し、運用の是正・改善を勧告できるとともに、この条例の改正を、市に提言することができます。
- 3 市は、前項の勧告・提言を公表しなければなりません。

(条例の見直し)

第35条 市は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、委員会の意見を踏まえ、この条例の規定について、太宰府市の現状に合っているかどうかの検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うなどの必要な措置を講じます。

- 2 市は、前項の見直しに当たっては、あらかじめ広く市民の意見を聴くために、必要な措置を講じなければなりません。
- 3 市は、見直しを行ったときは、その結果を公表しなければなりません。

(改正手続)

第36条 市は、この条例の改正を提案する場合は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければなりません。

附則

本条例は、平成 年 月 日より施行する。

住民投票についての文章案

(住民投票の実施)

- 1 市長は、市政に関わる重要事項について、広く市民の意思を把握するため、住民投票を実施することができます。
- 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
- 3 市民、議会及び市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の発議及び請求)

- 1 太宰府市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市政に関わる重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票の請求をすることができます。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。
- 3 議員は、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができます。
- 4 市長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が3分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければなりません。